

平成 22 度 社会福祉法人神東会 事業計画書

1 法人の基本理念

当法人の基本理念は、次に掲げるとおりです。

- 人間としての尊厳と社会連帯の思想を基本に、公平公正な運営を目指します。
- 常に健全で活力ある経営を念頭に、施設機能の充実に努めます。
- 地域にとけこみ、住民の理解を得ながら、地域福祉の推進に努めます。
- 利用者の基本的人権を尊重し、個々の能力に応じ日常生活に必要な福祉サービスの提供に努めます。
- 職員の資質向上を図ると共に、勤務条件の改善に努めます。

2 法人の運営方針

当法人の運営は、基本理念を踏まえ、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を、確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、提供する福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性を確保し、地域福祉の向上と増進に寄与するように努めます。

3 平成 22 年度事業計画（総論）

前年度は、過去 2 回はマイナス改定であった介護報酬が、介護従事者の人材確保、処遇改善を趣旨に、3%のプラスとなったほか、国の経済危機対策により「介護職員処遇改善交付金」の制度が設けられるなど、介護従事者に対する手当が厚くなる一方で、介護報酬に新たな加算制度が設けられるなど、介護に対する制度の変更が多い年でした。今年度からは、介護職員処遇改善交付金の交付要件として、キャリアパスに関する要件が追加されます。キャリアパスとは、職位、役割、求められる能力、必要経験年数、給与(年収)等の関係を明示し、職員が目的をもって業務に従事することを目的とするとされていますが、はたして当法人の職員にこういったものがなじむのかとの疑問もあります。しかし、介護職員処遇改善交付金を受給して待遇改善を行うには必要ですから、当苑なりに出来るだけ分かりやすく簡単なもので整備したいと考えます。このように、近年は介護をとりまく制度の変更はめまぐるしく、こうした変更等を十分認識し、法人運営に的確に生かしていくことが必要と考えます。

今年度は、介護報酬の改正で新たに設けられた加算制度の中で、まだ実施していないものがありますので、実施の可能性を探り、必要な措置を行い収入増につなげたいと考えます。しかし、加算を取り入れれば利用者負担も増えますので、より良質なサービスを提供し、利用者やそのご家族に安心し、信頼して使用いただける施設（サービス）運営に努めたいと考えます。

また、3階の保健センターの移転に関しては、市から 22 年度に実施設計を行

い、23年度に保健センター等の複合施設を建設して24年度当初には移転する予定であり、移転後の3階部分については、たんぼぼ苑で使用してよいとの説明がありました。このため、今年度は、この3階部分をどの様に有効利用するか、担当部署等の意見や、法人としての今後の事業方針などを総合的に検討し、理事会等にお諮りしながら必要な対応を取りたいと考えています。

事業別に見ますと、特別養護老人ホーム(通称・特養)は、ほぼ満床の状況で推移しています。近年は、新しく入居される方の年齢も高くなっており、年間の入退苑者が多くなっていますが、入居申込者は依然として多いまま推移しています。申込者の中には、他の施設の入所者も多く、ご自宅で入居の順番が来るのを待っている方は少ないようです。退苑者が出た場合は、申し込みの順や入居の必要性等を考慮しながら、入居候補者を選考し案内を行っていますが、この施設に入ってようやくなれたところなので今の施設にいたい。しかし、ここから出て行けと言われた場合は行くところがないので申し込みだけは残してほしいと入居を断られる方もあり、申込者が減らない原因の一つとなっています。

短期入所(ショートステイ)の利用は、多くが定期的な利用者です。突発的にショートステイを利用したい方がある場合は、状況によっては定期利用者に利用日の変更をお願いする等、受け入れの調整を行なっていますが、部屋が多床室のため、ほぼ限界の状況にあります。これまではご家族の都合等やむを得ない場合には、一時的に定員を超過利用となっていたことがありましたが、昨年度の県の指導監査において、一時的であっても定員を超過して受け入れてはならないとの指摘があり、受入調整がより難しくなりました。20床の定員は、飛騨地域では多いほうですが、利用希望も多くありますので、出来るだけ公平に希望に添えるように努めたいと考えています。

デイサービス事業については、21年度までは、東町は要介護者、旭ヶ丘は要介護者と要支援者を対象として事業を進めてきました。近年は、東町の利用は伸び悩みの状況にありますが、旭ヶ丘は、要支援の利用者が増えており、新たな利用を受け入れることが難しくなっています。また、旭ヶ丘の課題である、介護と介護予防を一つのフロアで行っている問題の対応も進んでいません。このため、3階の保健センター移転後の有効利用については、この問題も含めて検討する必要があると考えます。しかし、当面の新規利用者の対策はどうするかとの問題もありますので、新年度から東町においても要支援者が利用できるようにしたいと考えます。

東町の要支援者の利用については、要支援者を積極的に受け入れるのではなく、認定更新において要介護から要支援に変更があっても東町を継続利用できるようにすることで、これまで東町の利用を躊躇されていた要介護1や2の方に利用を促したいと考えます。

旭ヶ丘については、利用状況を見ますと、介護報酬における大規模型通所介護費(Ⅱ)の単価(通常型より-1.7%)が適用される上限近くの利用となっています。また、要支援の利用者が年毎に増えていますが、同じフロアで介護と

介護予防の二つの制度サービスを提供しており、制度の違いをどの様にしてサービス提供に反映し、利用者に理解していただくかが近年の課題となっています。新年度は、こういった課題の解消に向けて、出来るところから介護と介護予防の差別化に取り組みたいと考えます。

ホームヘルプ事業は、利用が毎年増えており、利用増に伴い利用者ニーズも複雑化しています。サービス提供に対する評価は、従事者個々の技量により決まると言ってもよく、利用者個々の状況に適応した良質なサービス提供が求められています。今後も高齢者世帯は増えると推定されており、ホームヘルプの需要も増えると考えます。このため、優良な職員の確保が必要であり、職員の資質向上に努め、どの職員でも同じようなサービスが提供できる体制整備を図り、今以上のサービスの質の向上を目指します。

居宅介護支援事業は、利用者が介護サービスを受けるために必要となる居宅サービス計画を、利用者の委託を受けて作成し、計画に沿ったサービス提供が行われているかの評価を行っています。このため、作成された居宅サービス計画によって利用者の日常生活が変わります。利用者が、適正なサービスを受けるためには、利用者本人の状況の変化や制度の改正、サービス提供事業者の状況等を常に注視し、状況等の変化に適応して計画を作成することが大事であり、介護支援専門員の力量で利用者のサービスに差が生じることがあってはならないと考えます。このため、さらなる職員教育に努め、個々の状況に応じた適正な計画の作成により、担当職員が利用者から信頼され、安心してまかせていただける事業運営に努めたいと考えます。

また、市の委託を受け実施しています移送サービス事業につきましては、引き続き実施いたします。

いずれの事業も、利用者がなければ経営は成り立ちません。多くの方に利用いただくには、利用者の満足度を高めることが基本であり、利用者ニーズに沿った運営が大事と考えます。これには、施設設備の充実も大切ですが、直接サービスに携わる職員個々の技量や資質の向上も必要ですし、それぞれの事業が連携して良質なサービス提供ができる組織体制も重要なことと考えます。今年度は、介護職員処遇改善交付金の受給要件に、キャリアパスに関する要件の追加が必要となっていますので、これを職員のやる気につながる様にして、組織体制の整備を図るとともに、さらなる職員教育に努め、地域から信頼され、期待される事業経営に努めたいと考えています。

社会福祉法人神東会が「安心・安全・安定」な法人であるよう、職員一丸となって与えられている業務に努めていきたいと考えています。

4 各事業の運営方針、計画等

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

- ① 利用者個々のニーズを大切にし、各部門の連携を密にして、安心して過ごしていただける施設運営に努めます。
- ② 利用者家族や地域の皆様との交流を深めるとともに、色々なボランティアの協力を受け入れるなど、地域に開かれた施設運営に努めます。

各部門の主な目標等は次のとおりです。

○ 介護部門

- ① 入居者個々の生活リズムや心身の状態にあった介護に努めます。
- ② 入居者の転倒・誤嚥等の事故や苑内での集団感染を防止し、明るく健康的な日常生活が送られるように努めます。
- ③ 四季を感じられる行事の実施やクラブ活動の充実を図るとともに、ボランティアの皆様とのふれあいを強化し、楽しい毎日が送れるように努めます。
- ④ 情報の共有化、オープン化に努め、職員共通の認識を持って良質な介護の提供に努めます。また、適正な職員教育に努め、職員の資質向上を図ります。

○ 相談部門

[相談員]

- ① 入居者やそのご家族とのコミュニケーションを密にして、個々のニーズの把握と実現化、充実化に努め、ご家族との信頼関係の強化に努めます。
- ② 入居申込者の状況把握に努め、空床期間の短縮、入居の迅速化を目指します。

[介護支援専門員]

- ① 入居者ご家族との連絡を大切にし、個々のニーズに沿った実現の高い施設サービス計画（ケアプラン）の作成に努めます。
- ② 介護に関わる職員全員の意識を高め、共通の認識を持ってケアプランの実現化を図り、日常生活の充実を目指します。

○ 看護部門

- ① 利用者の日々の健康状態の把握に努め、個々のバイタルサインを見逃がすことなく、病状等の早期発見、早期受診により、利用者の重度

化を防ぎます。

- ② 職員が感染症の発症元とならないよう、うがいや手洗いを徹底し、感染症の予防に努めます。また、面会等の来苑者にも協力を呼びかけ、苑内における感染症予防を図ります。
- ③ 利用者の個別プランに基づき、身体機能の維持や低下防止に努めます。
- ④ ご家族の意思を尊重し、医師、介護職員、相談員と協力体制を取りながら、可能な範囲で看取りケアの実施に努めます。
- ⑤ 他部門の職員に対する医務内容についての研修を行い、基本的な医務知識の習得を図ります。

○ 給食部門

- ① 個々の状態にあった食べやすい調理を基本に、適温での配膳、楽しんでいただける盛り付け等に心がけ、利用者に喜んでいただける食事の提供を進めます。
- ② 旬を取り入れたメニューや行事に沿った食事、バイキング方式や選択食の提供など、食事の中で四季を感じていただけるように努めます。
- ③ 衛生管理を徹底し、食中毒の防止に努めます。

(2) 東町デイサービスセンター

- ① 地域の要望を満たすよう、介護予防通所介護事業所の指定を受け、要支援者も利用できるようにし、利用者の受入を増やします。
- ② 利用者ご家族との連絡をより密にし、個々のニーズの把握に努めるとともにニーズに沿ったサービス提供に努めます。
- ③ 特養併設の利点を活かしたデイサービス事業所として、利用者やそのご家族に安心して利用いただける施設運営に努めます。

(3) 旭ヶ丘デイサービスセンター

- ① 利用者のニーズに尊重した介護を行ないます。
個別ニーズの把握と理解、職員がその要求に応えられる介護力・接遇力を身につけ、利用者の課題に合ったアクティビティの提供に努め、利用者の生活力向上につながるアクティビティメニューの実現を図ります。
- ② 介護予防事業の充実に向けた取り組みを行ないます。
昨年秋からの認定基準の見直しにより、要介護の利用者で要支援に認定される方もあり、介護予防対象利用者は、年々増加する傾向にあります。介護予防対象者を本来の目的である自立支援に向けた取り組みを行うために、今年度は、介護・予防それぞれの利用者について、アクティビティでの別メニュー化等の試みを始めます。そのためには、利用者への意識付けやケアマネージャー等との連携を強め、これらの問題を解

決すべく課題に取り組んでいきます。

③ 事故の未然防止に努めます。

利用者個々の生活リズムを十分に把握し、報告・連絡・相談・記録を的確に実行することを全職員の課題とし取り組みます。また、日々の反省を活かし、事故を未然に防止するよう努めます。

④ 施設内の感染予防を徹底し、利用者の健康管理に努めます。

前年度は新型インフルエンザが猛威を振るいました。幸い利用者の中に感染者は出ませんでした。今年度も季節ごとの感染症の発生防止に対する啓蒙活動や研修会を行なうとともに、一年を通した手洗い・うがい実施等に取り組み、利用者の健康を守ります。

⑤ 障害者デイサービスおよび入浴サービスを実施します。

障害者の自立促進、生活の質の向上を図るため障害者デイサービスを実施します。また、心身の状態により、デイサービスを利用できない方について入浴サービスの受け入れを行います。

(4) ホームヘルプサービス

① 多様化する業務内容に対応できる介護技術の習得等、職員教育に努め、より良質なサービス提供を進めます。

② 利用者の要望に迅速に応え、円滑なサービスの提供に努めて、利用の増加を図ります。

(5) シルバーサポート事業

① 居宅介護支援事業

従事する職員の資質向上を図り、利用者個々の希望や状況を適確に把握し、かつ実現性のある居宅サービス計画の作成に努め、利用者及びそのご家族やサービス事業者から信頼される事業所の運営に努めます。

② 移送サービス事業

飛騨市の移送サービス事業を引き続き受託し、安全運行に努め、利用者の通院等の便宜を図ります。